

川西市介護予防・健康ポイント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する40歳以上の者が行う介護予防活動及び健康増進活動に対してポイントを付与する事業（以下「介護予防・健康ポイント事業」という。）を実施することにより、市民が自ら介護予防及び健康づくりに取り組む動機付けを行い、介護予防及び健康づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 活動者 市内に住所を有する65歳以上の者をいう。
- (2) 支援者 市内に住所を有する40歳から64歳までの者をいう。
- (3) 利用者 第4条に規定する登録を受けた者をいう。
- (4) 介護予防ポイント 別表第1に掲げる活動を実施した活動者に対して付与するポイント又は別表第2に掲げる活動を実施した支援者に対して付与するポイントをいう。
- (5) 健康ポイント 別表第3に掲げる活動を実施した活動者及び支援者に対して付与するポイントをいう。
- (6) キャッシュレスポイント 次のア又はイのいずれかに該当する電子的方法により記録される財産的価値であって、市長が別に指定するものをいう。
 - ア 物品の購入、物品の借入れ、役務の提供その他の取引において、当該取引の代価の弁済のために現金に代えて使用することができるもの
 - イ アに掲げるもののほか、アに掲げるものと交換することができるもの
- (7) 共通ポイント キャッシュレスポイント又は金券（市長が別に指定するものに限る。以下同じ。）に交換することができるポイントをいう。
- (8) かわにしサポートナビ 市が運用する福祉、医療及び地域に関する情報を掲載しているWEBサイトをいう。

(対象者)

第3条 介護予防・健康ポイント事業の対象となる者は、活動者又は支援者とする。

(事業への参加登録)

第4条 介護予防・健康ポイント事業に参加する者は、専用のアプリケーションソフト（以下「専用アプリ」という。）を用いて申請を行い、あらかじめ市長からの登録を受けなければならない。

（参加登録の変更）

第5条 利用者は、前条の規定による登録を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに当該内容を変更しなければならない。

（参加登録の抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の登録を抹消するものとする。

- (1) 利用者から登録を抹消する申出があったとき。
- (2) 市外転出、死亡により、活動者又は支援者でなくなったとき。
- (3) 1年以上専用アプリの利用がないとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消するときは、利用者にその旨を専用アプリにより通知するものとする。ただし、専用アプリにより通知できないときは、この限りでない。

3 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、利用者への通知なく登録を抹消することができる。

- (1) 利用者が専用アプリの利用規約等に違反した場合
- (2) 利用者が登録した内容に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) 利用者が虚偽により介護予防ポイント又は健康ポイントの付与を受けた場合

4 第1項又は前項の規定により利用者が登録を抹消されたとき、当該利用者が抹消の時点で保有している介護予防ポイント及び健康ポイント並びに共通ポイントは、消滅する。

5 前項に規定する場合において、第3項各号に規定する事由があるときは、当該利用者による共通ポイントからキャッシュレスポイント又は金券への交換を無効とし、当該交換に係るキャッシュレスポイント若しくは金券を市に返納させ、又はこれらに相当する額を市に返還させるものとする。

（介護予防活動受入者）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、利用者の介護予防活動を支援する団体（以下「介護予防活動受入者」という。）として市長の登録を受けることができるものとする。

- (1) 川西市内において、住民主体による通いの場を運営し、及び活動内容がかわにしサポートナビに掲載され広く市民の参加を募っている団体のうち、常時5人以上で活動し、かつ、その過半数が65歳以上で構成されるもの
- (2) 川西市内において、住民主体による支えあい活動をコーディネートし、及び実施しており、その実施内容がかわにしサポートナビに掲載され広く市民の参加を募っている団体のうち、常時5人以上で活動し、かつ、その過半数が65歳以上で構成されるもの
- (3) 川西市内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により指定された介護保険サービスを提供する事業所
- (4) 川西市内において、川西市内のコミュニティ組織、自治会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会又は老人クラブのうち、常時5名以上で構成される地域づくり及び福祉活動を行う地域活動団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が介護予防活動と認めた活動等を実施する団体

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による登録を受けることができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体
- (2) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者又はこれらに該当する者、これらに該当する者の構成員若しくは同条第2号に規定する暴力団員が構成員となっている団体

3 介護予防活動受入者の登録を受けようとする者は、川西市介護予防活動受入者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請に基づき登録したとき、又は却下したときは、川西市介護予防介護予防活動受入者登録（却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、登録した者に対して介護予防ポイントを付与するための二次元コードを印刷したものを交付するものとする。

5 市長は、介護予防活動受入者が第1項各号に掲げる要件を欠くとき、第2項各号に該当することが判明したとき又は介護予防活動受入者から登録を取り消したい旨の届出があったときは、速やかに登録を取り消さなければならない。

6 市長は、介護予防活動受入者の登録を取り消したときは、川西市介護予防活動受入者登録取消決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

7 介護予防活動受入者は、第4項の規定による登録を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに川西市介護予防活動受入者登録変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなくてはならない。

8 介護予防活動受入者は、第4項の規定により交付された二次元コードを紛失した場合、紛失届兼再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（利用者へのポイントの付与）

第8条 介護予防活動受入者は、利用者が別表第1又は別表第2に掲げる活動を実施した場合において、当該利用者に対し、1回の活動につき50ポイントの介護予防ポイントを付与するものとする。

2 市長は、利用者が別表第3に掲げる活動を実施した場合において、当該利用者に対し、1日につき1ポイントの健康ポイントを付与するものとする。

（健康ポイントによる抽選等）

第9条 市は、毎月末日において健康ポイントを16ポイント以上保有している者を対象として抽選を実施するものとする。

2 市長は、前項に規定する抽選に当選した者に対して、共通ポイントを1,000ポイント付与するものとする。

3 利用者が保有する健康ポイントは、第1項の規定による抽選の実施後に全て消滅するものとする。

4 第2項の規定により付与された共通ポイントは、付与された日の属する月の末日の経過により、消滅する。

（介護予防ポイントの交換）

第10条 利用者は、その保有する介護予防ポイントを、介護予防ポイント50ポイントにつき、50ポイントの共通ポイントに交換することができる。

2 前項の規定により交換することができるポイントは、利用者1人につき毎年4月1日から翌年3月31日までの間で5,000ポイントを上限とする。

3 第1項の交換の期間は、毎年3月1日から翌年2月末日までに付与された介護予防ポイントに対し、当該期間の最初の日が属する年の4月1日から翌年3月31日までとする。

4 利用者が毎年3月31日に保有している介護予防ポイント及び共通ポイントは、同日の経過により消滅する。

（共通ポイントの交換）

第11条 利用者は、共通ポイントを、1ポイントにつき1円に相当する任意のキャッシュレスポイント又は金券に交換することができる。

2 前項の交換により利用者に交付すべきキャッシュレスポイント又は金券の交付の方法は、市長が別に定める。

(個人情報の取扱い)

第12条 市及び委託事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、利用者に関する個人情報を適切に取り扱うこととする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(見直し)

2 令和9年度以降の本事業の実施については、第10期介護保険事業計画の策定に合わせて令和8年度中に見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

活動	内容
住民主体で実施する介護予防に資する活動への参加	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症カフェ 2. 地域のカフェ・サロン 3. きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編> 4. 介護予防に取り組む活動 5. 市長が認めた地域活動
高齢者等に対する生活支援活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民主体で実施する支えあい活動 2. 介護サービス事業所における介護に関する専門的な知識や技術を要しない活動
介護予防・認知症予防に係る講座等への参加	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成研修、認知症ステップアップ講座 2. いきいき元気倶楽部 3. 市長が認めた介護予防・認知症予防に係る講演会、研修など
地域づくりや福祉に係る地域活動団体の運営に関する会議への参加	<ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティ組織、自治会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、老人クラブの組織運営のための会議 2. 川西市生活支援体制整備事業実施要綱第2条第2項に規定する第2層協議体

別表第2（第2条関係）

活動	内容
住民主体で実施する介護予防に資する活動への支援活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症カフェ 2. 地域のカフェ・サロン 3. きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編> 4. 介護予防に取り組む活動 5. 市長が認めた地域活動
高齢者等に対する生活支援活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民主体で実施する支えあい活動 2. 介護サービス事業所における介護に関する専門的な知識や技術を要しない活動
介護予防・認知症予防に係る講座等への支援活動	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認知症サポーター養成講座、キャラバン・メイト養成研修、認知症ステップアップ講座 2. 市長が認めた介護予防・認知症予防に係る講演会、研修など
地域づくりや福祉に係る地域活動団体の運営に関する会議への参加	<ol style="list-style-type: none"> 1. コミュニティ組織、自治会、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会、老人クラブの組織運営のための会議 2. 川西市生活支援体制整備事業実施要綱第2条第2項に規定する第2層協議体

別表第3（第2条関係）

対象者	活動
40歳から64歳までの者	1日当たりの歩数が8,000歩以上の歩行
65歳以上の者	1日当たりの歩数が6,000歩以上の歩行

備考

この表において「歩数」とは、専用アプリを用いて計測した歩数をいう。